

有田町地方創生移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 有田町から、有田町地方創生移住支援金（以下「支援金」という。）に係る状況報告及び立入調査を求められた場合は、それに応じます。
- 2 申請者及びその世帯員は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。なお、有田町が必要な場合には、伊万里警察署等に照会することについて承諾します。
 - (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 以下の場合、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（以下「県要領」という。）第5-1-(2)、有田町補助金等交付規則第14条及び有田町地方創生移住支援金交付要綱第9条の規定に基づき支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に有田町以外の市町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に有田町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 4 移住支援金の支給を受けた後に実施される有田町からの確認により、現況の報告をもとめられた場合には、それに応じます。